

6 水管 第 1706 号
令和 7 年 3 月 18 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等
に関する省令について（諮問第 474 号）

別紙のとおり、瀬戸内海漁業取締規則の一部を改正する省令及び漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令

(瀬戸内海漁業取締規則の一部改正)

第一条 瀬戸内海漁業取締規則（昭和二十六年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第九条 第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 (略) 第十条 第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	(罰則) 第九条 第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 (略) 第十条 第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(農地法施行規則の一部改正)

第二条 (略)

(競馬法施行規則の一部改正)

第三条 (略)

(漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正)

第四条 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第百十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第二十三条、第二十四条第二項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第二項、第七十四条第二項、第七十五条第二項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反したとき。 二 第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反したとき。 2 (略) 第百八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三條、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）、又は第九十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。 一 第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第	第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第二十三条、第二十四条第二項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第二項、第七十五条第二項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第二項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者。 二 第百四条第二項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者。 2 (略) 第百八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三條、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）、又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。 一 第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第

三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六 条第二項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条におい て準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条にお いて準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、 第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八 条又は第七十九条の規定に違反したとき、 一 第二十六条第二項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこ れに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した とき、 二 第七十七条第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚 偽の届出をしたとき、	三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十 六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条におい て準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条にお いて準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、 第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八 条又は第七十九条の規定に違反した者 一 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこ れに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した 者 二 第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚 偽の届出をした者
--	--

（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条 （略）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第六条 （略）

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第七条 （略）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令案 の概要

令和 7 年 3 月

大臣官房文書課

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）が第 208 回国会（常会）において成立し、「懲役」及び「禁錮」を単一化し、新たな自由刑として「拘禁刑」を創設すること等を内容とする刑法の改正が行われた。

これを踏まえて、「懲役」又は「禁錮」を引用している法令についても同様に、当該字句を「拘禁刑」に改めることとされている。

また、形式的な規定ぶりの修正として、法務省の指摘により、両罰規定の対象となる罰則規定のうち、自然人のみを指すのか法人を含むのか不明瞭である規定について、法人を含まないことが明確となるような書きぶりに改める必要がある。

2 改正の概要

- ・「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- ・両罰規定の対象となる罰則規定で、「者」が自然人のみを指すのか、法人を含むのか不明瞭であるものについて、法人を含まないことが明確となるよう書きぶりを改める。

なお、本省令は、法律の施行に伴い必然的に改廃を要すると考えられる点の改正であること、また、形式的な規定ぶりの修正もあわせて行うため、整理等に関する省令とする。

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日